

分野別情報

第53回農薬専門調査会幹事会議事概要

○第53回農薬専門調査会幹事会

日時:平成21年7月21日(火)13:30~17:00

場所:食品安全委員会 中会議室

議事概要:

(1)アミスルブロム

- ・審議の結果、0.1mg/kg体重/日をADIとし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。
- * 殺菌剤で、だいず、ばれいしょ等に使用し、てんさい、はくさい等への適用拡大申請がされています。

(2)エトフェンプロックス

- ・審議の結果、0.031mg/kg体重/日をADIとし、評価書(案)を一部修正することとなった。
- * 殺虫剤で、稲、小麦、かんしょ等に使用し、魚介類及び畜産物への残留基準値の設定が申請されています。

(3)スピノサド

- ・所見の見直しを踏まえた最終報告書修正書が作成され、農薬抄録の修正が行われた後、再度審議することとなった。
 - * 殺虫剤で、稲、ねぎ、みかん等に使用し、トマトへの適用拡大申請及び米、小麦等へのインポートトランス申請がされています。
- ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(4)トリネキサパックエチル

- ・審議の結果、0.0059mg/kg体重/日をADIとし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。
 - * 植物成長調整剤で、日本国内での食用作物への登録はありません。
- ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(5)1-メチルシクロプロペン

- ・審議の結果、厳密な意味でのADIは求めることができないとされたが、0.00095mg/kg体重/日から大きく外れるものではないとして、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。
- * 植物成長調整剤で、りんご、なし及びかきへの新規農薬登録申請がされています。

(6)メプロニル

- ・審議の結果、0.05mg/kg体重/日をADIとし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。
- * 殺菌剤で、稲、麦類、ばれいしょ等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(7)その他

- ・既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等の際に、新たな科学的知見が提出された場合の取扱いについて確認した。
- ・農薬専門調査会において使用する用語(「暴露」または「曝露」)について、当面「暴露」とすることが確認された。他の調査会も含めて統一することが提案された。

〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22階 TEL 03-6234-1166 FAX 03-3584-7390

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)